

国立大学法人大分大学且野原及び王子キャンパス交通規制実施細則

平成21年4月1日制定
平成21年細則第16号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）且野原及び王子キャンパス構内（以下「構内」という。）における交通安全を図り、騒音を防止し、構内の教育・研究環境を保持するため、自動車、二輪車及び自転車の交通に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）による自動車（自動二輪車を除く。）をいい、「二輪車」とは、同法による自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「本学」とは、法人が設置する大分大学をいう。

3 この細則において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に規定する部局をいう。

(入構の要件)

第3条 自動車を運転して構内に入構できる者は、法人から入構の許可を受け、自動車入構証（以下「入構証」という。）を交付された者とする。ただし、緊急自動車（消防車、救急車等）、郵便車、乗合バス、タクシーについては、この限りではない。

2 法人から入構の許可を受けた者は、職務又は授業等のため且野原キャンパス、王子キャンパス及び挾間キャンパス構内に入構する場合に、それぞれのキャンパスで交付を受けた入構証（臨時入構証を除く。）を提示すれば、入構することができる。

(入構証の種類等)

第4条 入構証の種類、申請資格及び有効期間は、次のとおりとする。

種類	申請資格	有効期限
自動車入構証A	1 構内に勤務する役員及び職員（非常勤講師を除く。以下「役職員」という。）で、次の各号の一に該当する者 (1) 通勤距離が2キロメートル以上で、自動車での通勤を必要とする者 (2) 特別の事由により、部局の長が必要と認める者	1年以内。ただし、当該年度限りの許可を受けた期間とする。
自動車入構証C	1 構内事業所に勤務する者（以下「役職員以外の勤務者」という。）で、次の各号の一に該当する者 (1) 通勤距離が2キロメートル以上で、自動車での通勤を必要とする者 (2) 特別の事由により、部局の長が必要と認める者	1年以内。ただし、当該年度限りの許可を受けた期間とする。
自動車入構証D	1 営業等のため、自動車で常時入構を必要とする学外者（業者等）	1年以内。ただし、当該年度限りの許可を受けた期間とする。

自動車入構証E	1 宅配便, 自動販売機や売店等への納品・積み下ろしのため, 自動車ですべて入構を必要とするが駐車場は要しない学外者(宅配業者等) 2 研修生又は実習生	1年以内。ただし, 当該年度限りの許可を受けた期間とする。
自動車入構証S	1 本学の学生(研究生及び科目等履修生を含む。)で, 次の各号の一に該当する者 (1) 通学距離が2キロメートル以上で, 自動車での通学を必要とする者 (2) 特別の事由により, 部局の長が必要と認める者	1年以内。ただし, 当該年度限りの許可を受けた期間とする。
自動車入構証G	1 法人の非常勤講師で, 自動車での入構を必要とする者 2 附属学校の人事交流者で, 次の各号の一に該当する者 (1) 通勤距離が2キロメートル以上で, 自動車での通勤を必要とする者 (2) 特別の事由により, 部局の長が必要と認める者	1年以内。ただし, 当該年度限りの許可を受けた期間とする。
臨時入構証	1 役職員, 役職員以外の勤務者及び本学の学生で, 深夜又は早朝にわたる勤務, 課外活動等のために臨時に自動車ですべて入構することが必要であると部局の長が認める者 2 挟間キャンパスの職員及び学生で職務又は授業等のため自動車ですべて入構する者 3 上記以外の者で所用のため臨時に自動車ですべて入構する学外者	必要な期間又は当日限り。 当日限り

(入構証の申請)

第5条 前条に規定する入構の許可を受けようとする者は, 所定の自動車入構証交付申請書を次の表に掲げる担当部局等に申請し, 同表に掲げる証明書等を提示するものとする。

種類	担当部局等	証明書等
自動車入構証A・C・D・E	(1) 役職員にあつては所属又は主担当部局。ただし, 事務局においては, 各課(室) (2) 役職員以外の勤務者, 業者等にあつては業務委託等担当部署 (3) 研修生又は実習生にあつては, 受入部局	
自動車入構証S	学生支援課	(1) 運転免許証 (2) 学生証 (3) 自動車検査証 (4) 自動車損害賠償任意保険加入書 (5) 通学住所を証明できるもの (6) 保護者同意書

自動車入構証G	(1) 非常勤講師にあつては部局 (2) 附属学校の人事交流者にあつては、附属学校事務室	
臨時入構証	(1) 役職員にあつては、当該職務に係る部局 (2) 本学の学生にあつては、学生支援課 (3) 学外者にあつては、門衛所	

(入構証の交付)

第6条 入構証の交付は、業務支援室又は法人から委託された者が行う。

2 入構証の交付を受ける者のうち国立大学法人大分大学自動車整理料金細則（平成26年細則第6号）第3条別表第1及び別表第3に区分される者は、所定の料金を支払わなければならない。

(入構証の返還等)

第7条 入構証の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、所持している入構証を、返還しなければならない。

- (1) 交付申請資格を欠くに至ったとき。
- (2) 入構証の記載内容に変更があつたとき。

(遵守事項)

第8条 自動車、二輪車及び自転車で入構する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、騒音の防止に努め、かつ、構内に設置してある道路標識及び表示に従って運転しなければならない。
 - (2) 構内の速度制限は、且野原キャンパスにおいては時速25キロメートル以下、王子キャンパスにおいては時速10キロメートル以下とする。
 - (3) 所定の駐車場及び駐輪場以外には、駐車、駐輪してはならない。ただし、法人が特に許可した場合は、この限りではない。
 - (4) 且野原キャンパスメインストリートの指定区間は、自動車の進入を禁止する。ただし、法人の公用車及び第3条ただし書に規定する自動車及び許可された自動車については、この限りでない。
 - (5) 且野原キャンパスにおいて二輪車は、法人が指定する二輪車侵入指定区間以外への進入を禁止する。ただし、法人が特に許可した場合は、この限りではない。
 - (6) 且野原キャンパスにおける自動車での構内の移動は、公用車又はこれに準ずる場合を除き、禁止する。
 - (7) 自転車は、法人指定した区間は、降車し通行する。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、法人の行事又は緊急事態の発生等により、臨時に規制を行う場合は、これに従う。
- 3 自動車を入構及び駐車する場合は、入構証を車内フロント面の車外から確認し易い箇所に表示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第9条 この細則の違反者については、違反の事態により別に定める措置を行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学旦野原キャンパス交通規制実施要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成21年細則第44号）
この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年細則第9号）
この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第7号）
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第2号）
この細則は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（平成28年細則第23号）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第42号）
この細則は、平成29年1月1日から施行する。